

## 令和5年度 第4回北海道環境審議会自然環境部会が出された 主なご意見

### [ 全体的な事項について ]

- 審議の時間が足りない。部会専門委員の専門分野以外の知見も必要。
- まだ研究中であるとか、リスクが不明確といった事項については今後の検討課題としているようだが、環境を保護するためには「予防的方策（Precautionary Approach）」が重要である。

### [ 特例事項・適用除外について ]

- 規模要件がないまま適用除外になると、例えば自然公園の特別地域内においても建築物の屋根、屋上または壁面であればどんな規模の施設であっても設置可能となり問題。何らかの規模要件を設定すべき。
- 市街地の中であっても再エネ施設を設置することで、反射光、熱量の変化につながり、様々な野生動物や人間の生活等への影響が懸念されること等が考えられるため、専門的な知見をもって慎重に審議すべき。
- 想定される影響種別（種は生物種ではなく、影響の種類を指す）や場所毎に、適用除外の規模を検討した方が良い。
- 他県では10KWを規模要件としている例がある。

### [ 植生自然度と除外区域について ]

- 植生自然度は、あくまで植生の指標であり、生物多様性や景観の優劣を表しているものではない。
- 従って植生自然度のみをもって「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」「主要な眺望点及び景観資源ならびに主要な眺望景観への影響」の項目で自然公園や鳥獣保護区内の「除外区域」を線引きすることは不適切。生物多様性や景観、自然再生の観点も含めて検討すべき。
- 植生自然度が低くてもその生態系に依存している希少種はいる。

- また、2030年までに劣化した生態系の30%を再生するという目標に照らしても、植生自然度が低い地域であっても今後自然再生の場として重要になってくることが考えられる。
- 従って、自然公園や保護区等の全域を「除外区域」とすべき。
- その場合でも建築物の上部等の施設を規模要件を定めた上で適用除外とすることは可能であろう。また、市街地は含まないといったことも検討する余地はあろう。
- むしろ、自然公園や保護区等に含まれていない地域において、「植物の重要な種及び重要な群落への影響」「地域を特徴づける生態系への影響」の項目で、植生自然度の9・10の地域を「除外区域」にすべき。

[ 天然記念物や希少種等の扱いについて ]

- 白木委員が、専門家に確認した上で、対象種ごとの収集・考慮すべき資料、収集方法、配慮の考え方などをまとめられた。この表の考え方を参考に再整理すべき。この表に記載の資料はどれも公開されているものである。
- この表に含まれていない種についても個々に専門家に確認し個別具体的に整理すべき。
- 種毎に、誰に、どういう文献をあたるべきか、道を通じて専門家に確認するよう明記すべき。
- 種の分布情報等については日々データが蓄積され更新していくべきもの。たとえ「完全」なものでなかったとしても、その時点での最新・最良のデータを活用して必要な対策を講じるべき。

[ KBA・IBA の扱いについて ]

- IBAの「市街地を除く」の「市街地」の定義をはっきりさせてほしい。「市街地」内の緑地、樹林地、公園、広場などは含まれるのか。そのような場所に依存する種も存在する。

[ 累積的影響について ]

- 考慮対象事項の中に累積的影響について考慮すべきであることを記載すべき。

- 考慮対象事項全般にわたる考慮対象事項に記載するとともに、個別の事象の何処に書き込むかはそれぞれの専門家の協力を得た審議が必要。

[ 考慮対象事項について ]

- 全般にゼロオプションが選択肢の一つであることを書き込むこと。
- また、考慮対象事項の項目の該当するもの全てにゼロオプションの考え方を記載してほしい。

[ 適正な配慮のための考え方について ]

- 特定植物群落などの地域指定のものと希少種では、当該欄の記載は異なってしかるべき。
- 考慮対象事項の内容に応じて、書き直しを検討すべき。

[ 隣接地域の扱いについて ]

- 促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域の隣接区域について考慮対象とすべき。
- 基本的な考え方や考慮対象事項の“考慮対象事項の表の前”“適正な配慮のための考え方”などに、「促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域の隣接区域については考慮が必要」な旨記載してはどうか。
- 例えば、自然公園では、景観保全という観点からは、区域境界から5 kmの範囲を隣接区域ととらえることも考えられる（参考値であり、環境・季節・再エネ施設種類などで変わる）。